

平成 19 年 5 月 11 日

財務省 財務総合政策研究所 御中

全国銀行協会

「法人企業統計調査規則の一部改正案（調査対象への
金融・保険業の追加）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 法人企業統計調査規則について

(1) 調査の対象について（第2条）

- ・銀行持株会社は本件報告の対象外という理解でよいか確認したい。

(2) 第4四半期の仮決算計数について（第4条第3項、第8条）

- ・第4四半期（1月から3月まで）の仮決算の計数を5月10日を期限に報告
することとされているが、報告する仮決算の計数についての考え方を確認
したい。

（理由等）

現在公開中の金融商品取引法施行令（案）第4条の2の10第2項にある
とおり、第4四半期については四半期報告書の作成を義務付けられていな
い。（第4四半期の計数開示は企業会計上の要請ではない。）

第4四半期の損益計算書の数字を算出する場合、「年度決算の計数 - 第3
四半期の計数」を計算する必要があるが、年度決算の数字が固まらない場合、
第4四半期の計数を算出することはできない。銀行の決算発表は本決算の
場合通常5月下旬であるため、5月10日の報告期限では公表計数が固まっ
ていない。

このため、第4四半期の報告は仮決算の計数で報告することになるが、
仮決算計数についての定義が特段示されていないことから、例えば以下の
ように計数算定することも可能であるか確認したい。

貸借対照表科目：第3四半期の実績値をベースに決算の見込の数値を勘
案する等により算出した合理的な数字

損益計算書科目：過去の実績に基づき算定された合理的な数字等

なお、固定資産の増減については、合理的に報告できない場合には、ブランクでの提出も容認していただきたい。

2．年次別調査票（第二号様式）について

(1) 「2．経常収益」について

- ・「決算期」の記載については、四半期決算が制度化されることから、「年4回」の記載を追加すべきではないか。（四半期別調査票も同様）

(2) 「5．利益処分」について

- ・利益処分は会社法上なくなっているので、「剰余金の分配」に変える等対応していただきたい。
- ・随時配当が可能となったことから、「四半期配当等」などの欄を追加すべきである。

(3) 「9．店舗数」について

- ・営業店舗数については、銀行代理店を含めるのか、明確にいただきたい。

3．四半期別調査票（第八号様式）について

(1) 報告計数のベースについて

- ・四半期決算が制度化された場合には、連結ベースで計数を開示した時には単体計数の開示義務がないことから、多くの企業が連結ベースの財務諸表のみを開示することになると思われる。
したがって、単独ベースだけでなく、連結ベースのBS、PL項目の記載を容認していただきたい。

(2) 「1．資産・負債及び純資産」について

- ・2期記載における比較対象はいつの時点であるのか明確にいただきたい。

(3) 「4．人件費」について

- ・BS、PL以外の計数については、報告の対象から削除していただきたい。
（理由）

四半期における、3ヶ月平均の人員や3ヶ月累積の給与関連の情報を現状開示していないため計数を持ち合わせていない。計数把握のための負担との関係から配慮いただきたい。

以 上